平成２８年（フ）第３０号
北海道赤平市茂尻新春日町１丁目１番地　茂尻第一団地　３―202号室
債務者　花田　早苗
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
盛岡市月が丘３丁目29番14号　萩原アパート３号
債務者　佐々木真弓
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７４号
盛岡市月が丘３丁目29番14号　萩原アパート３号
債務者　佐々木裕之
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２２８号
岩手県岩手郡雫石町塩ケ森41番地21
債務者　藤森由美子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４５号
新潟県新発田市岡田434番地１
債務者　天城　真広
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５０号
新潟県村上市松喜和1494番地１　コーポやよい201
債務者　藤田　絵美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５２号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地294　ベルビュー―102号
債務者　髙橋　俊幸
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５３号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地294　ベルビュー―102号
債務者　髙橋マサコ
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１６６号
香川県高松市上天神町522番地１　グリーンビット民102号室
債務者　加来　裕介
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２号
福岡県大牟田市諏訪町２丁目24番地６
債務者　今本　和子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県大牟田市下池町50番地　ナナプリンセスⅡ　５号
債務者　新徳　浩和
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４４号
福岡県大牟田市中友町１番地８　カーサ大牟田駅西205号、住民票上の住所福岡県大牟田市大字歴木1139番地１
債務者　江﨑　智美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第９５号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地１　桜馬場団地Ｂ棟306号
債務者　松田　知子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１市営久原第２アパート　イ棟202号
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
長崎県大村市本町575番地１
債務者　山本　康子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
茨城県石岡市若松１丁目９番20号
債務者　鈴木　信江
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
愛媛県大洲市東大洲30番地
債務者　清水紀代美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
松山地方裁判所大洲支部